

熊本市流通情報会館条例の一部改正について

熊本市流通情報会館条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市流通情報会館条例の一部を改正する条例

熊本市流通情報会館条例(昭和63年条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表第1(1)研修室使用料の表中「第1研修室」を「501研修室」に、「第2研修室」を「502研修室」に、「第3研修室」を「503研修室」に、「第4研修室」を「601研修室」に、「第5研修室」を「602研修室」に、「第6研修室」を「603研修室」に、

「

パソコン研修室	パソコンを使用する場合	11,000円	14,700円	17,600円
	パソコンを使用しない場合	3,300円	4,400円	5,300円

」

を

「

604研修室	3,300円	4,400円	5,300円
--------	--------	--------	--------

」

に改め、同表備考第5項を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成30年6月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の別表第1(1)研修室使用料の表に規定する研修室に関してなされた処分、手続その他の行為は、当該研修室に対応するこの条例による改正後の同表に規定する研修室についてなされたものとみなす。

(提出理由)

流通情報会館の研修室の使用形態の変更等をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。